

手数料及び返戻金制度に関する事項

手数料に関する事項

- ・就職決定後、紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の50%を上限とする額を申し受けます。

返戻金制度に関する事項

- ・就職者が入社日以降、自己都合又は、就職先の就業規則に基づき退職に至った場合は、事前に締結する覚書に準じて、紹介手数料を返戻致します。
- 但し、紹介スタッフの死亡・病気などの不測の事態による場合ならびに甲の紹介スタッフに対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なる事に起因する場合はこの限りではありません。

トータルテック株式会社